

民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

☎福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

5月12日は

民生委員・児童委員の日

大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度（さいせいこもんせいど）」が岡山県で誕生しました。このこと由来し、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定めています。

■民生委員・児童委員とは

民生委員法並びに児童福祉法により国（厚生労働大臣）から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」のためにさまざまな活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

定期的に会議や研修会を開催し、資質の向上に努めます。

■主任児童委員とは

児童福祉法に基づき民生委

員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、家庭・学校・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心よりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、107人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員が活動しています。困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には、公務員と同等の守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

保育関係事業のお知らせ

☎福祉課 ☎77-5505

保育の完全無償化を実施しています

■国の制度による幼児教育・保育の無償化

・3～5歳児の保育料が無償化されました。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。

・無償化に伴い、副食（おかず・おやつ等）の費用は実費負担になります。（年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食費が免除されます）

・0～2歳児は、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されます。

・認可外保育施設等を利用する保育の必要性の認定を受けたすべての3～5歳児および非課税世帯の0～2歳児の保育料が限度額まで無償化されます。

■町単独事業による保育の完全無償化

・0～2歳児の住民税課税世帯の保育料も無償化します。

・3～5歳児の徴収対象者の副食費を保育所に支給します。（限度額ひとりにつき4500円/月）

※この制度は、周防大島町内に住所を有し、町内の保育所を利用する子どもに限り適用します。

※町外の保育所を利用する3歳未満児については、町単独事業での保育料の無償化の対象とはなりません。市町村民税の課税額により決定し、通知します。

■保育所英語講師派遣事業を実施します

町内の全保育所を対象に年間24回、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする保育所英語講師派遣事業を継続実施します。



不正大麻・けし撲滅運動

5月1日から6月30日までの2カ月間「不正大麻・けし撲滅運動」が全国一斉に実施されます。

大麻の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、大麻成分を含んでおらず観賞用として植えても良いのですが、「セティゲルム種」、「ソムニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は大麻成分を含んでおり、勝手に植えることはできません。

また、大麻も法律で栽培が禁止されており、勝手に植えることはできません。

なお、令和2年度は、期間中に県下110カ所において、約2万4千本もの植えてはいけなけしが発見されました。

大麻、植えてはいけなけしを発見した時や見分け方が分からない時は、最寄りの健康福祉センターまたは警察署に連絡してください。

☎柳井健康福祉センター

☎0820(22)3631